

近県における漁業権の制限又は条件

資料4-2

令和4年10月現在

県名	区分	内 容
新潟県	共通	漁法の制限または統数制限(やな漁)
山梨県	共通	治水に必要河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
埼玉県	個別 (水域等)	権現堂川においては、ダム周辺環境整備工事の期間は、漁業を行ってはならない。
群馬県	—	なし
茨城県	共通	1. 船舶の航行を妨げてはならない。 2. 国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
	個別 (水域等)	1. 漁具、操業の統数制限(かき漁業、まき網、す建、おだ、張網、長ぶくろ等) 2. 漁具、操業の期間制限(うなぎ長ぶくろ 等) 3. 各土地改良区の管理する区域については、その土地改良区の水利に関する指示に従うこと。
	区画	1. 魚種の指定(第2種区画)
岐阜県	共通	河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと
	区画	1 水質汚濁防止に留意すること 2 魚止め施設は常時完備しておくこと 3 農業用排水機運転に伴う水位の変動による漁業被害については、苦情を申し立てないこと
栃木県	個別	漁法の禁止(水口簀幅5メートル以上のやな漁法)
長野県	共通	治水等必要河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
	区画	こい小割式養殖業の小割生けす1面の面積は82.5平方メートル以内とし、その施設数は25面以内とすること
		地域に開かれた漁業協同組合づくりをすすめるために、財務運営、増殖事業及び遊漁規則等の内容を、ホームページ等を通じて地域住民や遊漁者等へ積極的に情報開示を行うこと
		地域づくりに貢献するために、漁場の利活用について地域と協議する体制づくりを行い、住民による環境保全活動、環境学習及び地域振興施策等を支援すること